



政府広報(厚生労働省) あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 **申請不要で** 資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など) **申請いただくことで** 資格確認書をお届けします。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証



出典：政府広報オンライン (<https://www.gov-online.go.jp/newspaper/kijishita/202410/newspaper-1432.html>)